

**幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育の利用手続きには  
マイナンバーが必要です。**

平成28年1月より、個人番号（マイナンバー）制度が始まり、子どものための教育・保育、子育てのための施設等利用給付の利用手続きの際に個人番号（マイナンバー）を申告していただくことになりました。神戸市では、教育・保育施設の利用手続きに合わせて、「個人番号申告書」を提出していただきますので、以下のご案内をよくご確認ください。

**1. 個人番号（マイナンバー）の申告が必要な場合**

- (1) 子どものための教育・保育給付認定、子育てのための施設等利用給付認定を申請するとき（新たに利用申込みをするとき）
- (2) 認定・申請内容を変更申請するとき
- (3) 支給認定証の再交付を申請するとき

**2. 申告が必要な方**

- 上記の申請をする方が申請者になります（通常は子どもの保護者）。
- 申請者・保護者と、教育・保育を利用する子どもの個人番号の申告が必要です。

**3. 希望する認定区分ごとの手続き**

**(1) 保育利用をご希望の方（保育所・認定こども園・地域型保育利用、2号・3号認定）**

①申請者が来所する場合	・ 区役所・支所の保健福祉課こども福祉担当の窓口に「個人番号申告書」を提出してください。 ・ その際、申請者の「個人番号確認書類」及び「本人確認書類」の原本確認を行います。
②同居の親族が（使用者として）来所する場合	「個人番号申告書」、申請者の「個人番号確認書類（写し）」及び「本人確認書類（写し）」を封筒に入れて、必ず封をして持参してください。
③同居の親族あるいは同居の親族以外の者が、代理人として来所する場合	「個人番号申告書」、申請者の「個人番号確認書類（写し）」、「委任状」（法定代理人の場合は戸籍謄本など）、「来所者の本人確認書類」をご持参ください。

**(2) 教育標準時間（1号認定）の利用をご希望の方（幼稚園・認定こども園（朝～昼すぎ）、施設等利用給付認定を受ける方**

申請者は、利用する園を通じて市に提出いただくことが基本となり、「個人番号申告書」と申請者の「個人番号確認書類（写し）」及び「本人確認書類（写し）」を封筒に入れ、必ず封をしてご提出ください。

**(3) 郵送での手続きについて**

変更手続きや支給認定証の再交付時など、郵送での手続きを行う際に、封筒に「個人番号申告書」と申請者の「個人番号確認書類（写し）」及び「本人確認書類（写し）」を同封し、必ず封をして送付いただくようお願いします。

#### 4. 「番号確認」と「本人確認」について

「個人番号申告書」の提出の際には、申請者の「番号確認」と「本人確認※」が必要となります。

##### (1) 個人番号確認書類（いずれか1点）

- ①個人番号カード
- ②通知カード
- ③個人番号が記載された住民票又は住民票記載事項証明書

※代理人が申請される場合は、来所される方の「本人確認書類」が必要です。

##### (2) 本人確認書類（A, B のいずれか。A の確認書類の場合は1点、B の確認書類の場合は2点必要です。）

A	写真付き身分証明	B	その他の本人確認書類
	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人番号カード</li><li>・住基カード（顔写真あり）</li><li>・運転免許証</li><li>・運転経歴証明書 （平成24年4月1日以降交付）</li><li>・パスポート</li><li>・身体障害者手帳</li><li>・精神障害者保健福祉手帳</li><li>・療育手帳</li><li>・在留カード又は特別永住者証明証</li><li>・その他官公署発行の写真付き身分証明書等で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの</li></ul>		<ul style="list-style-type: none"><li>・各種健康保険被保険者証</li><li>・各種共済組合の組合証</li><li>・年金手帳</li><li>・児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書</li><li>・介護保険被保険者証</li><li>・その他の官公署等からの発行書類で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの</li></ul>

#### 5. その他

「個人番号申告書」を提出いただく際に、個人番号の記載がなくても（個人番号がわからないなど）、申請の受付は可能です。

#### 6. 問い合わせ先

各区役所保健福祉課こども福祉担当

区・支所	所在地	電話
東灘区	東灘区住吉東町5-2-1	(841) 4131 (代)
灘区	灘区桜口町4-2-1	(843) 7001 (代)
中央区	中央区東町115番地	(335) 7511 (代)
兵庫区	兵庫区荒田町1-21-1	(511) 2111 (代)
北区（北神地区以外）	北区鈴蘭台北町1-9-1	(593) 1111 (代)
北神地区	北区藤原台中町1-2-1	(981) 7005
長田区	長田区北町3-4-3	(579) 2311 (代)
須磨区	須磨区大黒町4-1-1	(731) 4341 (代)
北須磨支所	須磨区中落合2-2-6	(793) 1415
垂水区	垂水区日向1-5-1	(708) 5151 (代)
西区	西区糀台5-4-1	(940) 9501 (代)

神戸市行政事務センター	中央区伊藤町111番地 神戸商工中金ビル 4F	(291) 5952
-------------	----------------------------	------------